

議閣権の運心なすため、にせねラルセクリタリト云々
日本労働代表鈴木文治氏を推薦す。と云ふ非公式の
書を交換するに至つたのである。
其れ故に我が同盟は大合の力を以てアジア労働組合
合議閣権を決議し、其の實現のために努力せんとする
である。

四、會則改正の件

- (一) 會則第一條に本同盟加盟の各同一産業別組合は會長の承認を得て全国的聯合又は合同組織を事を得とあるを中央委員会の承認を得て改正する事
- (二) 會則第十九條に本総同盟は左の役員を置く
會長一名、主事一名、會計一名、中央委員若干名、各部長若干名とあるに

但し常任中央委員若干名を置く事を得と付加へると。

五、労働立法に関する件

一、労働組合法案

今圓の内務省案は、地方長官の監督権限其他に就き、若干の缺點はありども、從來政府の發表したる法案として、最も進歩的のものである。我等は我等の立場より之に修正を加へ以て極力之をして次の議會を通過せしめんとを期す。

二、労働争議調停法案

我等は本案に反対する。我等は政府の強制調停を拒むる。また労働争議に對する他方組合應援の禁止に反対する。此の法案は労働組合の行動の自由を侵害する。